

## 負担させる弁護士報酬の一部の額の決定方式等

(平成9年1月31日民訴費用制度等研究会報告書 29～32頁による)

裁判所が敗訴者に負担させるべき金額を裁判所の裁量により査定して決定する方式  
外国にはこのような立法例があり、我が国でも民事訴訟費用等に関する法律第2条第11号において、裁判所の付添命令に基づいて選任された弁護士の報酬及び費用は裁判所が相当と認める額とする旨規定されており、実定法の体系にも適合し、判例の蓄積によって基準が明確化されることも十分期待できるという意見があった。もっとも、民事訴訟費用等に関する法律第2条第11号が定めるのは限定された場合であり、かつ、その性質上、報酬・費用の全額を定めるものであって(その算定は、最判昭和37・2・1民集16巻2号157頁にあるように諸般の事情を考慮しなければならない。)一部を負担させる趣旨ではない。また、この方式には消極論の論拠が懸念する問題があり、更に裁判所の決定に不服がある場合に新たな副次的紛争を醸成するおそれもあるとの反論もあった。研究会では、積極的な支持を得るには至らなかった。

上限の金額を法律等で定め、その範囲内で裁判所が決定するという方式

負担額についての予測可能性があり、学者委員の一部に賛成があった。しかし、この方式は消極論の論拠が懸念する問題(特に低額化のおそれ)を、より強く顕在化するものであるとの反論があった。

弁護士費用のうち着手金部分を敗訴者に負担させる方式

この方式は弁護士費用の自主契約性を尊重するという利点を有し、日本弁護士連合会の報酬等基準規程があることから、ある程度予測可能性もある。しかし、現実に支払われた着手金の額を正確に把握することは実際問題として困難であるし(報酬契約書の作成が慣行化されるまでには熟していない。)報酬等基準規程の定めも、弁護士報酬の性質上、幅のあるものとなっているため、負担額の予測可能性も必ずしも高いものではないとする反論が弁護士委員を中心に主張された。

現実に支払われた着手金ではなく、日本弁護士連合会の報酬等基準規程に定められた「あるべき着手金」の額を敗訴者に負担させる方式(この金額としては報酬等基準規程第17条第2項が30%の範囲内での増減を認めていることから、30%の減額をした金額で決定する方式を含み、さらに、日本弁護士連合会において、報酬等基準規程とは別途に敗訴者負担となる弁護士費用の基準を定める方式を含む。)

現実に支払われた着手金がそれより少なかった場合(あるいはタイム・チャージで弁護士報酬額を定めた場合)にも右の方式で相手方に負担させてよいか、日本弁護士連合会の報酬等基準規程が改正される都度これに連動させることが可能ないし適当であるか、さらに、着手金の基礎となる経済的利益を算定できない場合に報酬等基準規

程第 16 条によって 800 万円としてよいか（民事訴訟法及び民事訴訟費用等に関する法律上は、訴額算定が不能又は極めて困難な場合には訴額は 95 万円とみなされていることと整合しないという問題も生じる。）その場合に額の増減を裁判所が行うのが適当か等の問題があると指摘され、弁護士委員の一部からは直ちに賛成できないとの意見があった。

日本弁護士連合会の報酬等基準規程に依拠せず、独自に率を算定する方式

訴額は、受訴裁判所が判断するものであるから、訴額に一定の率を掛ける方式は予測可能である。訴額に段階を設け、掛ける率を異にするスライド制もこの方式の範疇となる。訴額算定が不能又は極めて困難な事件については、民事訴訟法及び民事訴訟費用等に関する法律では訴額が 95 万円とみなされるが、それに弁護士費用の一部負担を連動させることは適当でないとの反論があった。

例えば、経済的利益ないし訴額が300万円までは20万円、300万円から1,000万円までは40万円というように定額で敗訴者負担額を定める方式

弁護士報酬の算定方式が経済的利益に対するスライド制であることと整合しないという反論があった。

ドイツのように、敗訴者が負担すべき弁護士費用を弁論、証拠調べ等の手続ごとに法律で細かく規定する方式

ドイツと異なり一部負担であるのに、わざわざ詳細な規定を設けることは、立法コスト上問題があり、また、弁護士報酬の算定方法がこのような方式になっていないにもかかわらず敗訴者負担とされる額だけにこの方式を導入することには違和感が残る、また、この方式は、消極論の論拠 f が懸念する問題を多く抱えるものであるとの反論があった。研究会では積極的な支持はなかった。

ないし の方式によりつつ、敗訴者負担額に上限を設けること

消極論の論拠 a が指摘する提訴萎縮効果を緩和させることを慮ったものである。消極論の論拠 f の指摘（特に低額化のおそれ）との調整が必要であるとの意見があった。

請求認容額に一定率を掛ける方式

判例の傾向に沿うという利点があり穏便な変更となるであろうが、もともと請求認容額のない勝訴被告側の弁護士費用の取扱いが困難となるという問題があり、原告・被告とで区別しないという研究会の方針にも合致せず、さらに、確認訴訟、形成訴訟の場合に基準として対応できないという問題点が指摘された。